

平成22年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成22年9月3日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成22年9月3日 午後0時40分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	筒井 保
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長	宮崎 和則	農林課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	建設課長	中尾 嘉伸
	財政課長	徳永 賢治	環境下水道課長	池田 博幸
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長		水道課長	一ノ瀬 良昭
	福祉課長・こども課長兼務		代表監査委員	西川 平七
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年9月3日（金）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第5号 平成21年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第6号 平成21年度嬉野市健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成21年度嬉野市資金不足比率の報告について
- 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第54号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第55号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第56号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第58号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第59号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第60号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第63号 平成21年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第64号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第65号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第66号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第67号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第68号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 議案第69号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第70号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第71号 平成21年度嬉野市水道事業会計決算認定について
- 日程第23 議案第72号 嬉野市国民健康保険への損害賠償を求める訴えの提起について
- 日程第24 議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任について
- 日程第25 発議第17号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 請願第2号 公共交通機関の存続へ向け、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書
- 日程第27 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- 日程第28 委員長報告
- 総務企画常任委員会 地域公共交通について
- 文教厚生常任委員会 地域福祉について
- 産業建設常任委員会 市内水道施設の調査について

午前10時 開会

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年9月定例議会に御出席いただきまして、まことに御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、9月1日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

おはようございます。9月1日に議会運営委員会を開催していただきました。平成22年第3回嬉野市議会定例会の会期日程案を御報告申し上げます。

会期は9月3日、本日より9月27日までの25日間といたしたいと思っております。

第1日目、9月3日金曜日、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、請願の委員会付託、委員長報告。

第4日目、9月6日月曜日、委員会、常任委員会。

第5日目、9月7日火曜日、委員会、常任委員会。

第6日目、9月8日水曜日、本会議、一般質問。

第7日目、9月9日木曜日、本会議、一般質問。

第8日、9月10日金曜日、本会議、一般質問。

第11日、9月13日月曜日、決算特別委員会。

第12日、9月14日火曜日、決算特別委員会。

第13日、9月15日水曜日、決算特別委員会。

第14日、9月16日木曜日、決算特別委員会。

第15日、9月17日金曜日、決算特別委員会。

第19日、9月21日火曜日、本会議、議案質疑。

第20日、9月22日水曜日、本会議、議案質疑。

第25日、9月27日月曜日、本会議、討論、採決、閉会というふうな予定を協議いたしました。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員を指名いたします。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に10番副島孝裕議員、11番田中政司議員、12番織田菊男議員を今会期中、指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月27日までの25日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日から9月27日までの25日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

報告第5号 平成21年度嬉野市一般会計継続費精算報告書についてから報告第8号 専決処分報告についてまでの4件の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、それをもって報告といたします。

本日までに提出されました平成22年陳情第9号から陳情第11号までの3件につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてから日程第24. 議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。ただいま第3回定例会が開会したところでございます。会期中、真摯に努力いたしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明について進めさせていただきたいと思っております。

本日、平成22年第3回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、4月20日に宮崎県において口蹄疫が発生して以来、畜産農家及び畜産関係者におかれましては不安な日々を過ごされたことと心を痛めておりましたが、先月27日に終息宣言が出され、ひとまず安堵したところでございます。その間、市といたしましても対策本部を設置し、対応してまいりました。

今後も風評被害対策など、国、県に対し、なお一層の対策を講じていただけるよう要望してまいりたいと思っております。市民の皆様への御理解と御協力をお願いいたします。

嬉野温泉の新しいシンボルとなりました「嬉野温泉・シーボルトの湯」につきましては、現在も観光客はもとより、多くの市民の皆様へ御利用いただいております。秋に向けてPRに努めながら、今後も観光客や市民の新しい憩いの場となるように、なお一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

地域コミュニティ事業につきましては、昨年度から活発に活動している久間地区、大草野地区、吉田地区に続いて、6月には五町田地区の地域コミュニティ運営協議会が発足し、さまざまな活動に向けて活発な話し合いを行っていただいているところでございます。

なお、轟・大野原地区につきましては、現在、準備会が設置されており、残る嬉野小学校区と塩田小学校区につきましても、準備会の設置につきまして基本的に御理解いただき、御礼を申し上げたいと思っております。

8月末に奈良市で開催されました第64回全国茶品評会で、蒸し製玉緑茶の部で最高賞の農林水産大臣賞を受賞することができました。あわせて、産地賞に嬉野市が最高賞に輝き、2年連続の快挙をなし遂げていただきました。これもひとえに茶業関係者の皆様への御努力と茶業研修施設の成果等があらわれたものと喜んでいただいております。

また、8月に行われました中体連におきましては、県大会でのすばらしい活躍により、団

体で6チーム、個人では14名もの生徒さんが九州大会に出場されました。さらには、サッカー男子と柔道男子が団体で、柔道男子1名とソフトテニス女子2名が個人で全国大会出場というすばらしい成績をおさめられたところでございます。これもひとえに生徒の皆さんたちの日々の懸命の御努力と先生方の熱心な御指導、保護者の御支援によるものと感銘いたしたところでございます。

さて、10月1日、第19回国勢調査が実施されます。今回の調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査でございますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いするところでございます。

嬉野市では、いよいよ12月21日、22日の2日間、第5回ユニバーサルデザインの全国大会が開催されます。県におかれましては、今回のUD全国大会と6月に開催されました第5回食育推進全国大会をことしの県の2大イベントとして位置づけられており、市といたしましても、大会の成功に向けて市役所内に実行委員会を組織し、全職員の意識を高め、市民の皆さんとともに一体となって大会を成功に導きたいと考えております。「日本一ひとにやさしいまちづくり」を全国にアピールするために、どうか議員皆様の御支援と御協力をお願いするところでございます。

また、行政効率等の向上を目指し、組織機構の改編を計画しておるところでございます。12月の議会には御提案させていただくよう進めてまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案につきましては、条例の一部改正4件、平成22年度補正予算議案6件、平成21年度決算認定について9件、訴えの提起について1件、固定資産評価員の選任について1件の計21件の御審議をお願いするものでございます。

議案第53号から議案第56号の4議案は、条例の一部改正でございます。

議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については、税法等の一部を改正する法律の上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第54号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、延滞金を免除するために所要の改正を行うものでございます。

議案第55号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例については、市民の御要望等もございましたので、新たに家庭系一般廃棄物の指定袋を加えるために所要の改正を行うものでございます。

議案第56号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例については、新たに地域農業水利施設ストックマネジメント事業の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第72号 嬉野市国民健康保険への損害賠償を求める訴えの提起については、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任については、前任者の辞職に伴い、新たに固定資産評価員を選任するため、議会の御同意をお願いするものでございます。

議案第57号から議案第62号までは、平成22年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

議案第57号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、温泉水エネルギーの有効活用を研究し、新しい産業の創出を図るため、総務省の事業となっております緑の分権改革調査事業の取り組みとして4,000千円、安心して外出ができる環境整備として公共施設にベビーシート等を設置する地域子育て創生事業として2,400千円、地域コミュニティの活性化を図るため軽自動車の配備として4,706千円、茶栽培農家への支援としてさかの強い園芸農業確立対策事業の拡充等に37,995千円、観光対策として近隣5市で台湾観光誘客五市連携を行い、台湾・東アジア方面からの観光客誘致活動拠点とする負担金1,500千円、志田焼の里博物館をさらに充実させるための改修工事に4,326千円、現年公共土木施設災害復旧に3,700千円をお願いいたしております。歳入歳出総額に94,744千円を追加し、補正後の予算総額を11,721,255千円とするものでございます。

議案第58号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度国庫負担金等返還金の確定によるもので、歳入歳出総額に47,472千円を追加し、補正後の予算総額を4,119,927千円とするものでございます。

議案第59号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、過年度分交付金償還金の確定によるもので、歳入歳出総額に1,740千円を追加し、補正後の予算総額を3,035千円とするものでございます。

議案第60号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、過年度保険料還付金を計上いたしてございまして、歳入歳出総額に751千円を追加し、補正後の予算総額を302,186千円とするものでございます。

議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）は、管理費の組み替えに伴うもので、歳入歳出予算総額に118千円を追加し、補正後の予算総額を66,435千円とするものでございます。

議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）は、一般会計からの補助金を計上いたしてございまして、これにより収益的収入の補正後の予算総額を108,142千円、資本的収入の補正後の予算総額を91,905千円とするものでございます。

議案第63号から議案第71号までは、平成21年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の決算について、議会の認定を求めるものでございます。

平成21年度につきましては、経済・産業の活性化、安全・安心の確保、健康・保健の拡充を3本の柱として、それぞれに意を配り、事務事業の進捗を図りました。その成果は歳入歳

出決算書、決算審査意見書、主要な施策の成果説明書、決算資料のとおりでございます。

以上、提出21議案につきましての概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長等に説明いたさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

加えて、本議会につきましては、13名の議員の皆様から一般質問としてお受けいたしております。貴重な御提案でございますので、真摯にお答えを申し上げたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、平成21年度嬉野市一般会計及び各特別会計決算等並びに嬉野市水道事業会計決算等の審査結果について監査委員に報告を求めます。西川代表監査委員。

○代表監査委員（西川平七君）

おはようございます。監査委員の西川でございます。皆様お疲れさまでございます。それでは、平成21年度嬉野市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算審査並びに定額資金を運用するための基金の運用状況審査、これらの審査結果につきまして御報告をいたします。

各審査につきましては、副島孝裕監査委員とともに実施をいたしました。正式な審査の意見につきましては、両監査委員合議の上、各審査意見書としてお手元に配付のとおりでございます。本日はその結果の概要を、私、西川が代表して申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の嬉野市歳入歳出決算審査意見書、嬉野市水道事業会計決算審査意見書、定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書、この3通をごらんいただきたいと思っております。

まず、平成21年度嬉野市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査についてでございます。

結果につきましては、当該決算書、附属書類でございます事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、これらの計数につきましては正確でございました。しかし、一般会計の経理につきましては、一部不適切な処理がございました。

2点指摘をいたしたところでございます。審査意見書の33ページ、結びということで御報告をしております。

1点目の指摘でございますが、企画企業誘致課でございます。

ふるさと応援寄附金に関する基金積み立てについて、嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例第2条により寄附金は基金へ積み立てなければなりません。しかし、一部積み立てを行わず、直接一般会計歳入歳出予算から事業を実施しているものがあつたわけでございます。今後は条例に基づきまして事務処理を遂行していただきたいと思うところでございます。

2点目は、教育総務課でございます。

嬉野市奨学資金積立金について、奨学資金貸与条例による返還金は嬉野市奨学資金積立金条例第2条により基金へ積み立てなければなりません。出納整理期間に係る返還金相当額の

積み立てができていなかったわけでございます。今後は条例に基づき事務処理を遅滞なく遂行していただきたいと思うところでございます。

一般会計におきましては、各財政指標等を見ると、経常収支比率につきましては昨年に引き続き90%を切る88.2%で、昨年と比較いたしまして、さらに1.3ポイント向上をし、また、起債制限比率、あるいは公債費比率につきましてもそれぞれ減少しており、市財政の健全化が図られておるところでございます。しかしながら、多額の不納欠損処分、税の徴収率及び自主財源の割合の減少など今後も厳しい市の財政運営が続くと思われまますので、一層の努力をしていただきたいと思ひます。

特別会計におきましては、医療費等の増加により国民健康保険特別会計の基金が大幅に減少しており、制度運営の健全化を図る必要があると思ひます。

農業集落排水事業及び公共下水道事業特別会計につきましては、接続率の向上、また、嬉野第七・第八土地区画整理事業につきましては、保留地処分につきまして引き続き鋭意努力をされたいと思ひます。

次に、水道事業会計についてでございます。審査意見書をごらんいただきたいと思ひます。

審査に付された決算財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成21年度の経営成績並びに年度末における財政状況を適正に表示しているものと認めました。

当年度においても課題はあるものの、事業はおおむね順調に推移したものと評価しました。また、水道事業の統合に向け、良好な経理を続ける中、堅実に統合に向け、事業が進捗しているものと認めました。

しかしながら、当年度においては大規模な漏水が発生しております。老朽化した施設を多く抱えます当市におきましては、これからも突発漏水が発生する可能性があることから、今後も迅速な対応により可能な限り有収率の低下を避けるため、積極的な漏水調査に取り組んでいただきたいと思ひます。

また、事務事業の執行のために専門的な知識や技術を要し、さらに災害など緊急時の出動体制も整えておかなければなりません。今後も事務事業の停滞を招かないよう、一層の効率化と適正な事務の執行に努めていただきたいと思ひます。

次に、定額の資金を運用するための基金の運用状況審査についてでございます。審査意見書をごらんいただきたいと思ひます。

審査に付された当該運用状況調書、現金の当年度末現在高並びに指定金融機関の預金残高を符合した結果、その計数については適正であり、すべての基金について目的に沿って運用されていることを認めました。

以上、各審査ごとに概要を述べましたが、当年度における決算は黒字決算となっているものの、世界的な金融破綻以降、日本の経済情勢は極めて深刻な状況であり、今後も市税を初

めとする財源収入の減少が危惧されており、財政運営が圧迫されるものと考えられるところでございます。そのような中、団塊世代の職員の大量退職により、長年培ってきた職員の知識や技術、技能の継承が確保されるのか、また、市民サービスの維持向上に支障を来すことがないのか懸念され、今後は技能等の継承のために職員研修やマニュアルの文書化等の施策も必要と考えるところでございます。

また、当年度においては、職員特殊勤務手当支給条例の改正により人件費削減効果があるものの、時間外勤務の削減については、依然として長時間の時間外勤務や恒常的なものが見受けられるところでございます。職員の健康障害防止の観点から、全庁的な職員配置の見直しや弾力的な組織体制の構築など創意工夫を凝らし、さらなる時間外勤務の削減に取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

今後は平成18年度から実施されている嬉野市集中改革プランに基づき、歳入の確保、歳出の抑制、事務事業の見直し、業務の委託、民営化等の取り組みを継続して推進し、事業の実施に当たっては、急速に変化する社会経済情勢や複雑多様化する市民のニーズを的確にとらえ、限られた経営資源を効果的に活用できるよう財源の重点的配分と経費の支出の効率化に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、安定的な財政運営に向けた取り組みに努められ、市民一人一人が安心して暮らせる、また、次代を担う子供たちが嬉野市に生まれ育ったことを誇りに思うことのできる「歓声が聞こえる嬉野市」のまちづくりの推進に取り組まれることを期待いたし、審査意見の概要報告といたします。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率審査結果につきましては、先ほど諸般の報告でありましたとおり、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で監査報告を終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第53号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

おはようございます。それでは、議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、この改正の理由としましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、議案資料に沿って御説明申し上げます。

議案資料1ページをお願いいたします。

まず、第19条の改正につきましては、地方税法第321条の8、法人市民税の申告納付に関するものですが、この改正に伴う項ずれでございます。項がずれるものでございます。

続きまして、2ページですけれども、これにつきましては、第31条ですけれども、これにつきましては、解散をした法人に係る分が削除され、また、これに伴う号数の整理を行うものでございます。

中段、第36条の3の2につきましては、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書が新たに創設されるものです。年少扶養控除が廃止されることに伴い、扶養情報の把握のため、給与所得者の扶養情報を記載した扶養親族申告書の提出が義務化されるものでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、同じような内容で、今度は公的年金受給者につきましても扶養親族申告書の提出が義務化されるものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

第48条と、次のページ、第50条の改正も同様でございますけれども、地方税法第321条の8の改正に伴う項ずれでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

中段、第54条ですけれども、これにつきましては、地方税法施行規則の改正に伴う条数の見直しでございます。

それから、一番下のほうにたばこ税の税率ということで、第95条ですけれども、1,000本につき3,298円が4,618円となるものでございます。

次ページですけれども、たばこ税の税率の特例ということで、旧三級品につきましては1,564円が1,000本につき2,190円ということで改正するものでございます。

第19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例ということで創設されるものでございます。非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の金額の所得計算につきましては、他の株式等に係る譲渡所得等の金額とは区分いたしまして取り扱うものでございます。

議案書に戻りまして、11ページをお願いいたします。

附則としまして、施行期日でございますけれども、第1条第1号につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の改正並びにたばこ税の税率改正につきましては平成22年10月1日から、第2号で扶養親族申告書の提出並びに地方税法施行規則の改正に伴う条数の見直しにつきましては平成23年1月1日から、第3号で非課税口座内上場株式等の譲渡等に係る市民税の所得計算の特例につきましては平成25年1月1日から施行するものでございます。

なお、第2条と第3条で経過措置を掲げているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第54号について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

議案第54号について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

理由といたしましては、保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるとき、延滞金を免除するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

「第6条に次の1項を加える」ということで、第3項に「市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を免除することができる。」というところでございます。

この件に関しましては、県の広域連合の条例によりまして、後期高齢者医療保険料を免除することができるとなっておりますけど、延滞金については、それぞれ各市町の裁量とされているところでございます。嬉野市におきましても、延滞金を免除する必要があるれば免除できるように条例等の整備を行うものでございます。

第3項に言います特別な理由があると認めるときということにつきましては、規則で定めるものでございますが、かいつまんで申し上げますと、震災、風水害、火災等によりまして損害を受けた場合とか、世帯主が亡くなったとか、長期入院をしたとか、事業失敗等々、そういう負担力に欠けるというふうな場合が規則で6項目とうたっております、その分について適用するというふうになっております。

議案集につきましては、先ほど第3項の分について追加した分を掲載いたしまして、新旧対照表に掲げております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第55号及び議案第56号について。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第55号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

理由といたしましては、新たに家庭系一般廃棄物の指定袋の中に、燃やせないごみの小とリサイクルの小を加えるために条例の改正の必要があるということでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の別表第1の中に、現在、燃やせないごみ用、リサイクル用ということで記載をしておりますけれども、それぞれに小を加えまして、現在のものを大というふうに表示をするものでございます。

続きまして、議案第56号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

理由といたしまして、新たに地域農業水利施設ストックマネジメント事業の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の別表に、下の四角の枠で囲っております部分を加えるものでございます。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業というものの概要説明でございますけれども、古くなりました井堰とか制水門、それから用排水機場などの、いわゆる農業用の水利施設を新しく更新する場合に、単に古くなったから解体をして新築ということで繰り返すのではなくて、老朽度の判定を行いまして、費用対効果を検証いたしまして、解体で新築がいいのか、あるいは用途変更がいいのか、また改修でもいいのかというような、その施設にとってどれが一番よい方法なのかというのを判断を行った上で事業を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第57号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,744千円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ11,721,255千円とするものでございます。対前年比では、額で249,529千円、率で2.1%のマイナスとなっております。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

今回の歳入の中で補正額が1番目に大きいのは、10款。地方交付税が287,927千円であり、2番目が15款。県支出金の38,631千円、3番目が14款。国庫支出金で5,554千円でございます。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出予算の補正額では、1番目に大きいのが6款。農林水産業費で48,392千円であり、2番目が2款。総務費の32,811千円、3番目が8款。土木費で13,452千円となっております。

10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書で説明申し上げます。

10款の地方交付税で287,927千円を計上しておりますが、これにつきましては、普通交付税の確定により増額を行うものです。

17ページをお願いします。

18款の繰入金でございます。これにつきましては、6月の補正予算の財源としまして財政調整基金の繰り入れを行いましたが、今回、普通交付税の増額によりまして財政調整基金繰

入金を179,338千円繰り戻すものでございます。

19ページをお願いします。

市債でございます。2目. 臨時財政対策債は、本年度借入額の確定に伴いまして70,161千円を減額するもので、4目. 土木債では、九州新幹線西九州ルート建設事業に係る本年度負担金の財源として10,600千円の借り入れを行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款の総務費、3目. 財政管理費に1,206千円をお願いしておりますが、来年度事業仕分け実施に向けて先進地の調査と基礎資料等の作成を行うものでございます。

6目. 企画費でございますが、緑の分権改革事業に合計で4,000千円を計上いたしております。これにつきましては、温泉水エネルギーの現況調査及び有効利用方策等の調査を行うものでございます。

22ページをお願いします。

9目. 地域振興事業費では、ユニバーサルデザイン全国大会の成功へ向けて、県主催事業との連携事業やPR事業の実施に総額で1,222千円を計上いたしております。

また、地域コミュニティ活動の活性化を目指しまして、専用車両の配置に4,706千円を、創意工夫による地域づくりの推進のために地域コミュニティ交付金を新設しまして、3地区に1,064千円の交付金を計上しております。

26ページをお願いします。

3款. 民生費、2目. 母子福祉費では、児童扶養手当が本年8月から父子家庭まで拡大されたことによりまして、所要額として5,105千円をお願いしております。

30ページをお願いします。

6款. 農林水産業費、3目. 茶業振興費ですが、生産基盤の整備と機械化を推進し、農業経営の安定を図るため、さかの強い園芸農業確立対策事業に37,995千円を計上いたしております。

32ページをお願いします。

7款. 商工費、4目. 観光費では、西九州地区5市の連携によって台湾からの観光客誘致活動を実施するために負担金を1,500千円計上いたしました。

続きまして、36ページをお願いいたします。

8款. 土木費、1目. 新幹線費ですが、本年度の九州新幹線西九州ルート建設事業に係る負担金として11,866千円を計上いたしております。

42ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1目. 現年公共土木施設災害復旧費では、本年7月の豪雨により被災しました市道4路線等の復旧のために、15節. 工事請負費に3,700千円を計上いたしております。

ます。

以上で嬉野市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第58号から議案第60号について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

それでは、議案第58号を御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容といたしまして、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,472千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,119,927千円とするものでございます。

内容につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

内容について御説明いたします。

50ページをお願いいたします。事項別明細で説明させていただきます。

第4款第1項第1目でございます。療養給付費等交付金、2節の過年度分でございます。47,353千円の補正でございます。これは過年度分の退職者医療交付金等が交付決定をいただいて、64,872千円追加交付決定をいただいております。その財源を収入として歳入予算に計上するものでございます。

51ページの繰越金でございますが、療養給付費等交付金繰越金、1節・療養給付費等交付金繰越金119千円、これは前年度繰り越し分を119千円、歳入予算としてお願いするものでございます。

次の52ページでございます。

歳出について御説明をいたします。

1項の療養諸費と、53ページ、2項の高額療養費につきましては関連いたしますが、一般被保険者療養給付費と高額療養費に充当いたしますその他特定財源の充当の変更をするものでございまして、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

次の54ページでございますが、国庫支出金償還金でございます。23節の償還金、利子及び割引料につきまして、国庫負担金等返還金、これは過年度分の精算ということになりまして、これについて補正を行うものでございます。

同じく4目でございますが、これは療養給付費等の返還金が発生しなかったということで、科目存置をしておりました1千円の分を減額するものでございます。

次に、議案第59号を説明いたします。

55ページをお願いします。

平成22年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,740千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ3,035千円というふうに変更するものでございます。

58ページをお願いいたします。

歳入の繰越金の目で第1節. 繰越金でございます。5,214千円の繰越金のうち、1,740千円を歳入予算するものでございます。

その歳出相当分といたしまして、償還金の第23節. 償還金、利子及び割引料に1,740千円、これは過年度分の交付金の償還金ということでお願いするものでございまして、償還先といたしまして、支払基金、国庫、県にそれぞれ、基金に対しまして1,199千円、国庫に433千円、県に28千円相当の償還金が過年度分の精算ということで発生をしております。

次に、60ページ、議案第60号について御説明をいたします。

平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302,186千円とするものでございます。

63ページをお願いいたします。

第1目の保険料還付金、第1節. 保険料還付金として751千円を過年度分の償還金として歳入予算をお願いするものでございます。

歳出に歳入見合い額といたしまして、償還金及び還付加算金ということで、第23節. 償還金、利子及び割引料、過年度分の保険料還付金で751千円をお願いするものでございます。

この内容につきましては、広域連合から歳入繰り入れをいたしまして歳出をするという形になっております。これにつきましては、対象者として166名おられまして、死亡転出、それから本算定によりまして軽減等が発生した場合とか二重納付があったりとか、そういったことで還付をする必要があるものについての補正予算のお願いでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第61号について。企画部長。

○企画部長（中島文二郎君）

議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

歳入歳出それぞれ118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,435千円とするものでございます。

68ページをお願いいたします。

1. 歳入でございます。

1目の雑入に118千円をお願いしております。このことにつきましては、雇用保険の個人負担金を計上しております。

次に、69ページの歳出です。

1 目の管理費につきまして118千円の補正を計上しております。

この内訳といたしまして、4 節の共済費に168千円、この分につきましては雇用保険料の率の改正によるものでございます。

それから、11節の需用費ですけれども、1,003千円、このことにつきましては、21年度に回数券、リーフレット等を印刷しておりましたが、残りが少なくなった関係上、今回、印刷製本費で対応するものでございます。

次の12節の役務費のマイナス775千円、13節の委託料マイナス89千円、14節の使用料及び賃借料のマイナス189千円につきましては、印刷製本費を出すための調整をした分でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第62号について。水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

それでは、議案第62号について説明させていただきます。

平成22年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

収益的収入で、今回、高料金確定に伴いまして営業外収益3,514千円の補正をお願いするものでございます。全体で735,767千円となります。

資本的収入で、この分につきましては、合併補助金の確定に伴いまして、他会計からの補助金920千円を補正をお願いしまして、資本的収入の合計が94,595千円となるものでございます。

第4条といたしまして、他会計からの補助金が216,575千円を、今回、高料金の確定に伴いますと合併補助金の確定に伴いまして221,009千円に改めるものでございます。

理由といたしまして、地方公営企業法第24条に基づいて議会に上程するものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第63号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

議案第63号 平成21年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算資料に基づいて説明いたしますので、決算資料をお願いいたします。

1 ページから 3 ページまでに全般的な概要の説明を行っております。

7 ページをお願いいたします。――決算資料、これですけど。全般的な概要、予算の執行状況ということで載っております。よろしいでしょうか。

平成21年度全般的な決算状況ですが、1. 決算の規模では、歳入総額が13,126,564千円、歳出総額は12,531,478千円で、歳入歳出差引額は595,086千円、翌年度へ繰り越すべき財源

が18,945千円、実質収支額は576,141千円となっております。単年度収支額では156,148千円で、翌年度繰越額は576,141千円でございます。

2の財政主要指数につきましては、普通会計ベースにより決算統計で算出したものでございます。また、県の決定を見た数値ではございませんが、大きな数値の変動はないと判断いたしております。

なお、普通会計ベースにつきましては、土地区画整理事業費特別会計の一部を含めた数値となっているところでございます。

まず、財政力指数につきましては、平成21年度が0.427で、平成20年度は0.451となっております、0.024減少いたしております。経常収支比率は88.2%で、平成20年度より1.3ポイント改善いたしました。また、下段の公債費比率ですが、12.3%で、0.7ポイント改善しています。経常収支比率及び公債費の改善につきましては、普通交付税の増加が影響したものでございます。公債費負担比率につきましても、平成20年度が16.6%、平成21年度16.9%で、0.3ポイント上昇しましたが、これにつきましては、高利率起債の償還により財政状況の改善を図る公的補償金免除の繰り上げ償還を行ったことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第1表の一般会計歳入決算状況ですが、増加の大きなものとしましては、14款の国庫支出金で1,090,503千円、2番目が21款、市債で343,975千円、3番目が15款、県支出金211,857千円となっております。国庫支出金の増額の要因としましては、経済危機対策として実施された地域活性の各種臨時交付金事業や定額給付金事業並びに生活保護費の増加が主な要因となっております。また、減少の大きなものでは、1番目が1款の市税でマイナス90,038千円、2番目が19款の繰越金のマイナスの52,896千円、3番目が18款の繰入金でマイナス50,373千円となっております。市税の減少の主な要因は、長引く景気低迷により個人及び法人の市民税の減収や固定資産税の家屋が評価がえに伴い減少したもので、繰入金につきましては、普通交付税や臨時財政対策債の増加に伴い減少したものでございます。

次の第2表につきましては、一般会計の自主財源と依存財源でございますが、自主財源は4,071,263千円で、歳入総額の31.0%であり、対前年度比較では額でマイナスの26,421千円、率でマイナス5.0%となっております。依存財源の割合は69.0%で、対前年度比では額で1,735,305千円、率で5.0%の増となっております。

続いて、9ページでございますが、第3表、市税の徴収実績ですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせました収入総額は2,535,664千円で、徴収率は79.1%となっており、滞納処分や臨戸徴収の強化に努め、税収の確保に努めましたが、経済不況が長期化する厳しい状況の中で、前年度と比較しますと額でマイナスの90,038千円、率でマイナスの1.1%という結果に至ったところでございます。

10ページの第4表、入湯税の充当状況でございます。

入湯税の充当につきましては、環境衛生費と消防費にそれぞれ25%、16,567千円を充当し、観光費に50%の33,135千円を充当したところでございます。

11ページをお願いいたします。

第5表の一般会計目的別歳出決算状況でございます。

決算額は12,531,478千円で、前年度と比べまして額で1,561,893千円、率では14.2%の増となっております。増加が大きなもの、2款の総務費で、続きまして4款の衛生費となっております。総務費の増加は、定額給付金事業や古湯温泉建設事業などが主な要因となっております。決算額が減少したものは、10款、教育費がマイナスで184,807千円、1款、議会費がマイナスで2,173千円となっております。教育費の減少の主な要因は、塩田中学校校舎体育館耐震改修工事の完了によるものでございます。

第6表、一般会計性質別歳出決算状況ですが、増加の大きなものは、6、補助費等、続いて4、物件費、続いて11、普通建設事業費となっております。減少の大きなものでは7の積立金、次に1の人件費、続いて8、投資及び出資金となっております。

12ページをお願いいたします。

第7表、一般会計歳出の目的別財源内訳でございます。一般財源総額の充当状況を見ますと、充当額の大きなものから上げますと、3款、民生費が約4分の1の23.4%、続いて総務費が16.6%、公債費14.6%の順となっております。

13ページをお願いいたします。

第8表、一般会計歳出の性質別財源内訳でございます。

性質別で充当しました一般財源は、人件費に21.1%、繰出金に18.4%、公債費に14.6%、補助費等に14.4%の順となっております。義務的経費である人件費、公債費、扶助費の合計の占める割合は43.8%で、前年度より1.5%減少しているところでございます。

最後になりますが、20ページをお願いいたします。

第16表、市債現在高の状況でございますが、この表につきましては、市債現在高の状況を普通会計ベースであらわしたものでございまして、平成20年度末の現在高が10,903,211千円でしたが、平成21年度末は10,477,908千円となりまして、425,303千円減少いたしましたところでございます。

以上で一般会計決算に関する説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第64号から議案第66号について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

それでは、議案第64号、国民健康保険特別会計の決算状況について、同じく決算資料をもって説明させていただきます。

決算資料の14ページをお願いいたします。

歳入ですが、歳入総額3,991,184千円、対前年度比といたしまして65,067千円増の1.7%の増となっております。

歳出にいたしましては3,972,334千円ということで、1.6%、63,302千円の増となっております。

歳入の主な増減分について御説明をさせていただきます。

まず、税でございますが、702,249千円ということで、マイナスの5.4%、これは調定額1,081,398千円に対しまして、収入未済額が340,562千円ということになっております。収納率にいたしますと、現年度分で89.12%、滞納繰越分で10.37%、合計の64.94%ということで、マイナスの0.07%というふうなことになっております。

不納欠損額といたしまして38,587,724千円ということで計上いたしております。

3項の国庫支出金でございますが、1,325,370千円、全体の構成比の中では、ここに計上しておりますように、33.2%を占めております。8.6%、105,085千円の増額でございます。表の中で、(1)から(3)までが国庫負担金の計上でございます。(4)、(5)、(6)が国庫補助金の計上となっております。その中で、財政調整交付金439,443千円ということで、10.3%の増額となっております。

共同事業交付金が12.7%の増で、総額の658,086千円ということで、74,230千円の増額でございます。

歳出の主な内容の御説明ですが、2項の保険給付費、これは医療費等の給付金でございますが、3.4%の対前年度比増額で2,719,893千円ということで、全体予算構成比の68.5%を占めますが、89,268千円の増額となっております。

老人保健制度が平成20年4月1日に後期高齢者医療に移行されまして、5項の老人保健拠出金、これが総額3,909千円ということで、マイナスの95.0%ということでございます。

基金積立金が100千円ということで、積立金ができておりません。

国民健康保険関係につきまして、主な内容につきましては以上でございます。

次に、議案第65号でございます。老人保健特別会計について御説明させていただきます。

決算資料の15ページをお願いいたします。

老人保健の総額が12,157千円ということで、先ほど申し上げましたように、20年度は371,849千円ございましたが、マイナスの96.7%ということになっております。

歳出につきましては6,863千円ということで、マイナスの98.1%ということで、この特別会計につきましては、過年度分の医療費等の精算が、先ほど御説明いたしましたように、還付等が発生するおそれがあるということで、22年度まで暫定的に措置等をしながら適正な会計に努めていくというふうになっております。

それから、議案第66号について御説明いたします。

決算資料の16ページ、第11表をお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の決算状況で

ございます。

歳入といたしまして295,655千円ということで、3.0%の増額となっております。主な歳入の内訳でございますが、後期高齢者医療保険料として182,843千円、歳入構成比の61.8%ということになっております。繰入金として109,576千円、構成比として37.1%、増減として4.5%の増額となっております。

歳出でございますが、総額の295,645千円ということで、2項の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。292,802千円ということで、おおむね99%、全額を占めるような形の構成比になりまして、対前年度比が3.7%の増額というふうなことになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第67号から議案第70号について。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

議案第67号から議案第70号までの平成21年度の決算認定につきまして、同じく平成21年度決算資料の5ページで御説明をしております。

5ページの中ほどでございます。まず、議案第67号、農業集落排水でございます。

歳入につきましては、決算額で1,089,601千円でございます。前年度に対して59%増加をいたしております。五町田・谷所地区の事業量が増となりまして、国庫補助金と市債が大幅に増加したことが主な原因となっております。

歳出といたしましては、決算額で1,082,540千円で、前年度に対しまして59%増加をいたしております。これも同じく事業量の増によりまして、事業費が増加したことが主な原因でございます。

なお、五町田・谷所地区の平成21年度末の管路の布設ベースでの進捗率が75%でございます。

次に、議案第68号、公共下水道事業費でございます。

歳入につきましては、決算額で439,150千円で、前年度に対しまして24.3%増加をいたしております。これは使用料の増、事業量の増によりまして、国庫支出金と市債が増加したことが主な原因でございます。

次のページをお願いします。

歳出といたしましては、決算額で434,286千円で、前年度に対しまして26.8%増加をいたしました。これは事業量の増によりまして整備費が増加したことが主な原因でございます。

なお、平成21年度末の公共下水道の進捗率は、現在の認可区域193ヘクタールのうちに86%が整備済みとなっております。

次に、議案第69号、嬉野第七土地区画整理事業費でございます。

歳入につきましては、決算額で343,862千円で、前年度に対しまして29.4%増加をいたし

ました。これは国・県支出金と市債が増加したことが主な原因となっております。

歳出につきましては、決算額が337,755千円で、前年度に対しまして28.1%増加をいたしております。これは換地処分へ向けた公園整備等の事業量が増となりまして、土木費の増加と公債費が増加をしたことが主な原因でございます。

なお、平成21年度の第七区画整理の進捗率でございますが、97.6%となっております。

次に、議案第70号、嬉野第八土地区画整理事業費でございます。

歳入につきましては、決算額で207,056千円で、前年度に対しまして4.4%減少をいたしました。これは事業の進捗に伴いまして事業量の減少となったところでございます。

歳出につきましては、決算で204,700千円で、前年度に対しまして4.7%減少いたしました。これは同じく事業量の減によるものでございます。

なお、平成21年度末の進捗率は96.8%でございます。

以上で議案第67号から議案第70号までの説明を終わります。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第71号について。水道課長。

○水道課長（一ノ瀬良昭君）

それでは、議案第71号の決算について御説明させていただきます。

平成21年度水道事業決算報告をいたします。

収益的収入及び支出ですけど、収入といたしまして、水道事業収益で決算で751,076,760円で、内訳といたしまして、営業収益で596,089,730円、営業外収益で154,987,030円となっております。

支出といたしまして、水道事業費用の総額が688,438,632円で、内訳といたしまして、営業費用が618,708,416円、営業外費用が69,730,216円となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出といたしまして、資本的収入総額で134,525,708円、内訳といたしまして、工事負担金で5,572,552円、他会計からの補助金といたしまして125,530,156円、他会計からの負担金といたしまして3,423千円となっております。

支出といたしまして、資本的支出の合計で538,171,979円、内訳で建設改良費に167,201,334円となっております。営業設備費に168,750円となっております。企業債償還金で370,801,895円となっております。

決算については以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第72号について。健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋勇市君）

それでは、議案第72号について御説明いたします。

嬉野市国民健康保険への損害賠償を求める訴えの提起についてということです。

嬉野市は、次の者を相手として、嬉野市国民健康保険がこうむった損害の賠償について、訴えを提起するものとする。

相手方といたしまして、鹿島市音成乙1744番地1、小柳貴満氏でございます。

事由といたしまして、第三者行為ということで、これは国民健康保険法第60条、第61条に規定されておりました、不法行為等によります治療費に要した国民健康保険が支払った分に対しまして、加害者に対して支払いを求めるものでございます。

議案の理由といたしまして、第三者行為による損害賠償の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

請求金額の総額は301,060円というふうになっております。納入のお願い等をしてまいりましたが、なかなか納入いただけずに現状に至っております。そういったことで、法手続等を進めるための議会の議決を求めるものでございまして、途中、納入等をいただければ和解等になろうかと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

次に、議案第73号について。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

議案第73号 嬉野市固定資産評価員の選任についてでございますが、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

新たに固定資産評価員に選任をお願いいたしますのは、現在の副市長であります中島庸二氏でございます。

今回、議案をお願いする理由といたしましては、本年9月30日をもって固定資産評価員を務めていただいております前副市長、古賀一也氏が辞職されるに伴い、新たに固定資産評価員を選任する必要があるためでございます。

なお、この辞職に当たりましては、古賀一也氏が固定資産の課税作業に携わったことに伴いまして、異議申し立ての期間までは責任を持って務めたいということがございまして、一応8月いっぱいをもちまして異議申し立て期間も完了した、終了したということに伴いまして、今回、9月末をもって辞職されることになりまして、今回、新たな選任の議案をお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

お諮りします。議案第53号から議案第62号まで及び議案第72号、議案第73号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第62号まで及び議案第72号、議案第73号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 平成21年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により、平成21年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、委員会の定数は8名とし、これに付託して審査することにしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第63号は平成21年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成21年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番辻浩一議員、2番山口忠孝議員、4番山下芳郎議員、6番小田寛之議員、11番田中政司議員、13番神近勝彦議員、14番田口好秋議員、16番平野昭義議員、以上8名を指名いたします。

続けて、お諮りいたします。議案第64号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第71号 平成21年度嬉野市水道事業会計決算認定についての8件については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定により平成21年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、委員会の定数は8名とし、これに付託して審査することにしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第71号の8件については、平成21年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成21年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会の委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、3番田中平一郎議員、5番山口政人議員、7番大島恒典議員、8番梶原睦也議員、9番園田浩之議員、12番織田菊男議員、15番西村信夫議員、17番山口要議員、以上8名を指名いたします。

これから休憩いたしたいと思いをしますが、休憩中に各決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（太田重喜君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

平成21年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員長に小田寛之議員、副委員長に山下芳郎議員、平成21年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会委員長に織田菊男議員、副委員長に山口要議員、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

日程第25. 発議第17号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

発議第17号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提出者は私、神近勝彦。賛成者は梶原睦也議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員でございます。

理由としましては、都市計画審議会の委員構成を変更するためでございます。

中身につきましては、次ページ、

嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市都市計画審議会条例（平成18年嬉野市条例第132号）の一部を次のように改正する。
第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市議会の議員 2人以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第17号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、本日、質疑から討論、採決までを行いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第17号の質疑を終わります。

これから発議第17号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第17号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第26. 平成22年請願第2号 公共交通機関の存続へ向け、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

どうもお疲れでございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、今回9月議会に請願書を提出いたしております。請願の内容につきましては、公共交通機関の存続へ向け、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求めるという請願でございます。

請願提出者は、九州旅客鉄道労働組合長崎地方本部執行委員長、江副敏彦。

住所が長崎県長崎市尾上町1-89です。

紹介議員が私、西村信夫でございます。

それでは、意見書案を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

政府は、当初、本年6月からの導入を予定していた高速道路等の新料金制度について、二転三転するその足並みのみだれから先送りし、まずは本年6月28日から来年3月末までの間、全国37路線50区間において、高速道路の無料化の社会実験を開始した。

しかしながら、高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定は、JRやバス、フェリー等との適切な役割分担を損ねるばかりでなく、我が国の交通体系の崩壊に繋がりがねない。すなわち高速道路等の無料化や安価な料金設定の影響を受け経営が悪化し、地域の交通網が縮小することとなり、その結果、自家用車を利用できない高齢者や学生等の交通弱者の移動手段が確保できず、地方部の更なる衰退を招く恐れがある。さらには、地球温暖化対策にも完全に逆行するものであり、その整合性については大いに疑義がある。

このように多くの問題点を抱えているにも拘わらず、政府は、今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、この施策が国策によることを考えれば、本来、総合的な交通体系の構築を前提とすべきであり、現政権が今回進めている施策によって影響を受けるJR、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、その維持・存続のために公的支援策を同

時に講じるべきである。

よって、国におかれては、平成23年度予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、次の事項を実施されるよう強く要請する。

記

- 1 公共交通機関の安定的な運営を踏まえて、総合的な交通体系の構築を図ること。
- 2 高速道路等と競合し影響を受けるJR、バス、フェリー等の公共交通機関に対しては、減収補填を含め、事業者の実情を踏まえた支援を講じること。

具体的に申し上げますと、高速道路の無料化で割引になって、JR全体で、6社で250億円の減収ということで、JR九州においては20億円の減収をしているというのが状況になっております。

- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR九州をはじめとするいわゆるJR三島会社及びJR貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで提出をさせていただいております。

3番目におきましては、4月27日、事業仕分け第2弾におきまして、JRの持つ利益剰余金1兆3,500億円を国庫に返納しなさいという結論が出て、非常にJR九州、JR6社含めてですけれども、非常にこれから先の会社の運営が厳しくなるというような状況に置かれております。

そういう中で、長崎ルートの問題、あるいは九州新幹線の開通の問題、そしてまた、JRにおける安全性の問題、そしてまた、いろいろな運賃の問題等々が大きな影響を及ぼしてくるんじゃないかというようなことで議論をされております。よって、この請願をぜひですね、1兆3,500億円を返納しないでいいように、皆さんのお力をぜひお願い申し上げておきたいと思っております。

提出先におきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長、参議院議長ということになっております。

ぜひ皆さんの御協力をいただきまして採択いただきますよう心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

お尋ねをしたいんですが、請願者並びに紹介者としまして、今やられている、実験段階ですよね。高速道路の無償化ということについては容認派なんですか、それとも反対者なんですか、どちらなんですか。この文章を読む限り、私としてはどちらなのかなという疑問が生じるものですから、まず、どちらのほうなんですか。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

高速道路の問題におきましては、基本的には国の国策としてやっておりますけれども、いろいろな公共交通機関に対して及ぼす影響等々が含まれて、賛成、あるいは反対という結論、どちらかと思っておりますけれども、基本的には総合的な公共交通のあり方と、そしてまた、受益者負担を求めるといった国民的な立場に立って私はもっともっと論議をしていくべきではないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。まだ、中身的には、はっきりとしたそういう態度はとられていないということで理解をするわけですが、まずは今回のこの意見書案の中におきましては、平成23年度の予算確保に向けての意見書というふうでやられているわけですが、実質のところ、もう平成22年からやられているわけですよね、実験的に。近辺でいきますと西九州道路やられております。これが朝夕は大塔付近はかなり混雑をしていると。特に連休期間もかなり渋滞が発生したということで一応情報をいただいているわけなんですけれども、そういうことであれば、かなりJR含めたいろんな公共、バス関係についても、いろんなそのような影響を与えたんじゃないかなという気がするわけですね、この近辺におきましても。全国規模においてはまだかなり大きな、37路線50区間ですのでかなりあるんじゃないかなという気がするわけです。

この23年度は23年度ということで理解をするんですが、本年度についてのこの影響というものについては、やはりこの2番に書いてある「事業者の実情を踏まえた支援を講じること」という項目があつてしかるべきじゃないかなという気がするわけですよ。このあたりについての中身については何にも請願者、あるいは紹介者のほうでは議論がなかったんじゃないか。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

そうですね、資料についてはたくさんいただいておりますけれども、かいつまんで申し上げますと、この高速道路の無料化においては、先ほど申し上げたように、37路線の50区間ですかね、これを社会実験ということで来年の3月まで計画されておりますけれども、非常に事業者の実情を踏まえたということで、公共交通を担うJR、あるいはフェリーとかバスとか、そういった部分について大きな影響を及ぼすというふうなことが今歴然と出てきております。

8月19日のネットの調べにおきましては、バスとフェリーについては昨年度193億円の予算やったんですけれども、こういった減収支援策ということで400億円の支援活動、概算要求の中に盛り込まれたというようなことで、政府としても恐らくこういったいろんな弊害が出ておるんじゃないかということで、もっともっとこれは議論していくべきではないかと私は考えておりますけど、関係者ともう少しこのあたりは十分議論を進めていきたいと思っております。

答弁になりませんが、済みません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

もう1点ですね、今回の意見書案の「公共交通機関の存続へ向け、鉄道を中心とした総合的な交通体系の構築を求める意見書」ということで上がっているわけですがけれども、この趣旨からいくと「記」の3番目、独立行政法人の利益剰余金については、若干意見書の趣旨と、この3番目は若干ずれが生じているんじゃないかなという気がしてならないわけなんですけれども、そのあたりについていかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

そうですね、私も集約するときに、これはちょっとおかしくはないかなということでお話しはしましたけれども、上部団体の指示を仰いでこのまま提出をしておりますけれども、1においては公共交通機関ということで、赤字があっても運行をしなければいけないと。国民の交通の手段ということを考えれば、当然これはきちっと示していくべきではないかなと思っております。

そしてもう1つは、第3番目についてはちょっと質問とずれているかもわかりませんが、あわせて申し上げますと、事業仕分けが行われておりまして、先ほど申し上げたように、ことしの4月27日の第2弾の事業仕分けの中で、利益剰余金ということで国鉄からJRになって、支援策をいただきながらずっと今まで成り立ってきたわけですよ。そして、JR6社の中でもJR九州とJR北海道、JR四国、JR貨物、まだまだ完全に民間には至っ

ていないわけですよ。そういう中で、非常にこの1兆3,500億円を没収されますと、これから九州では、先ほど申し上げたようにJRの長崎新幹線の問題とか、そういう鉄道運輸機構が握っておりますので、その没収金を全部吸い上げてしまったら、これは大きな支障を来すんじゃないかなということで、非常にJR各社とも危機感を募らせておるわけですよ。そして、今回の取り組みに至っては全国的な取り組みということで、JR全体の取り組みでこういう議会に提案をさせていただいておる状況でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

趣旨としてはわかるわけですが、この意見書案の真ん中のところに、例えば、「高速道路等の無料化や受益者負担を基本としない安価な料金設定」というふうにあるわけですね。要するに、高速道路が無料化等になって、受益者負担の原則、これを基本としない料金設定になっていけば、公共交通の、いわゆるJRバス等が非常に打撃を受けるということで、じゃあ、それを旨として高速道路は原則として利用者負担なんだと、無料化は絶対反対を求める意見書というものを、これは要するにそうなった場合に非常に公共交通機関としては大変だから、23年度からそういうふうな、いわゆる助成をしてくれというふうな意見書があった。やはりそういう仕組み、高速道路の無料化に反対する意見書というのは出されたことがあるのか、それは出さないのか。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

高速道路の反対する意見書というものは、いろんな団体、トラック業界とか、そういった部分については反対する意見が出ておまして、国の1つの政権交代におけるのマニフェストでやっておるわけですので、それが今までいろんな状況の中で、1年までたんわけですけども、弊害が出てきておるという中で国土交通大臣の前原大臣も高速道路については非常にこれからどうしていくかというのをはっきりした明言がいまだに至っていないということで、党首討論があっておりますけれども、小沢さんと菅総理ですね、高速道路については明言をまだまだ避けておる状況ですので、そういう状況で、私としても請願説明としても具体的には申し上げることができないという状況でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1つだけ、先ほどからる意見が出ているわけなんですけれども、タイトルと、そして

「記」の3点を見た場合に、どうも整合性がないような気がしてならないわけなんです。その点だけどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

先ほど申し上げたように、この文書を作成するに当たってもおかしいんじゃないかなというふうな意見も私申し上げまして、全国的な取り組みの中でこういう文書を地方から出していますので、うちだけ変更するということはちょっと難しくないかなということで議論をしたところもあります。（「それは提出者がすべき」と呼ぶ者あり）それで、今後そのあたりを議会からのいろんな御意見があったということ踏まえて、上部団体のほうにもう一回申し上げておきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成22年請願第2号は、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務企画常任委員会に付託いたします。

日程第27. 平成22年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、請願第3号ということで議長の許可をいただきまして、読み上げて提案にかえさせていただきますと思っております。

これは、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書というものにつきましては、佐賀県議会でも9月定例会において同様の意見書が採択なされようとしておるということを前もって申し上げておきたいと思っております。

まず、請願者は、佐賀市駅前中央3丁目3番30号、自治労佐賀県本部執行委員長、宮島康博様です。紹介議員は、西村信夫でございます。

地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書。

2枚目の意見書案を読み上げて提案とさせていただきます。

一昨年の世界同時不況に端を発した景気悪化は、一部の企業や分野では、回復基調が見られるものの、地域経済や雇用情勢は依然として深刻であり、地域経済対策や雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重

要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉・教育施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などは、雇用確保にもつがるものであり、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであります。2011年度予算においても、本年度の予算規模を地方財政計画、地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策、教育施策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
2. 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分が5：5となるような税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金のさらなる見直しなど、抜本的な対策を進めること。
3. 2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組める環境整備を行うこと。
4. 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

というものでございます。

提出先については内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣ということで、この請願については毎年9月議会で全国的に提出をいただいております。採択をしていただいております。

そういうことで、今回もぜひ皆様方の御審議をいただきまして、採択できますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

おおむね理解をするものなのですが、この文章の中で上から5行目、「とくに、地域経済

と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉・教育施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などは、雇用確保にもつながるものであり」、こういうふうにいるいろいろ書いてあるわけなんですけど、新しい産業基盤の構築というのも大事だろうとは思いますが、この日本企業がですね、日本の大きな企業の中でやはり中小、特に零細企業が生き残っていく、これが日本の企業の再生につながるものと私は思うわけですよ。ですから、この中の文章の中にそういうふうな既存の零細企業に対する対策という文言が入っていないと。やはりここが元気になることが地方自治体の税収にもつながって行って、元気な地方が生まれるものというふうな自覚を私は持っているものですから、このあたりがまず足りないんじゃないかなという感じを受けましたし、この後、3項目「地域活性化・雇用等臨時特例費」というふうにありますけれども、これはあくまでも臨時職——言い方悪いけど、臨時職員の雇用確保みたいな形であって、終身的な雇用につながっていくものではないというふうな感じを私はとるわけですよ。ですから、そのあたりはなるだけ、「恒久的」というふうな文言がありはするものの、地方財政の充実・強化の中とは若干違うんじゃないかなという気がしてなりません。その点だけどういってお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

まず、零細企業に対する対策についての文言が明記されていないということですが、今質問者からありましたように、日本の再生を担うにはやっぱりまず地域の零細企業の支援にきちっと目を向けていくというふうなことで、政府もさらに取り組んでいかなければならないのかと考えております。

そういうことと、あとは第3番目ですけれども、2010年から一括交付金が、1兆1,000億円が地方に配分されて、その中で雇用等の臨時特例債とか、総合的な、地方にゆだねた財政というようなことで、自由に使えるお金ができたということで耳にしておりますけれども、資料は席に置いてありますけど、そういうようなことで、具体的中身については再度委員会の中で説明を求めるかどうかしていただければなと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成22年請願第3号は、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務企画常任委員会に付託いたします。

日程第28. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、「地域公共交通について」の報告を求めます。田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、総務企画常任委員会の報告をいたします。

平成22年6月議会におきまして付託されました下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたすものであります。

付託事件名、地域公共交通についてということであります。

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成22年8月25日に、佐賀県神埼市およびみやき町を視察訪問し、担当者より地域公共交通の実施状況について聞き取り調査を行いました。

調査の理由といたしまして、現在、嬉野市におきましては地域公共交通活性化協議会が立ち上がり、路線バスが廃止となった3路線におきまして乗り合いタクシーの運行がなされております。

全国的に、赤字路線バスの運行が廃止される中、他の自治体におきましてはコミュニティバス、市内循環バス、あるいはスクールバスなどさまざまな手段によりまして、子供や老人など住民の足を守るための施策が展開をされているところであります。

今後は嬉野市におきましても、既存の路線バスが完全に廃止になったときは、住民の足を確保するため、循環バス、あるいはスクールバス、乗り合いタクシーなど、公共交通体系の整備を考えなければならないという理由によるものであります。

調査内容。神埼市におきましては、巡回バス及び脊振地区のスクールコミュニティバス、みやき町におきましてはコミュニティバス——これは一部スクールバスになっております——の運行状況について、以下の5項目を中心に説明及び聞き取りによる調査・研究を行ったところであります。

その1番目といたしまして、導入に至るまでの経緯及び導入における地元住民との協議内容、2、現在の運行状況について、3、運行にかかわる経費とその財源について、4、利用状況の実績について、5、運行体制において改善すべき点、または改善された点ということで聞き取り調査を行ったところであります。

その内容につきましては、4ページから資料を添付しておりますので、そちらのほうを見ていただければというふうに思っております。

その要点につきまして申し上げたいと思います。

まず1つ、どちらの自治体も巡回バスの導入・運行に際しましては、住民アンケートを実施し、住民の意見を取り入れてからの運行がなされている。

特に神崎市におきましては、巡回バスの利用者を交通弱者の、いわゆる高齢者と考え、おおよそ65歳以上の独居及び高齢者のみの世帯を対象に、民生委員さんの御協力を得まして、約1,800名の方へ外出頻度、あるいは目的地、これが必要か否かなどの、いわゆる公共交通アンケートの調査を行っておられます。それをもとに運行計画を作成されているという点におきましては見習うべき点ではないかというふうに考えます。

続きまして、運行状況。運行状況は、神崎市の巡回バスは10人乗りのジャンボタクシー1台を利用し、4コースの設定で、各コース1日置きに週3回5便が運行をされております。

また、脊振地区のスクールコミュニティバスにつきましては、脊振地区の3地区を昭和バスの中型バス3台を利用いたしまして、1日3コース、それぞれ5便が運行されているという状況であります。

みやき町のコミュニティバスにつきましては、西鉄バス、これを1台利用し、早朝はスクールバスとして運行し、昼間はコミュニティバスとして2路線を各路線1週間に2日、1日5ないし6便が運行をされているという状況であります。

続きまして、運行の財源といたしまして、神崎市の巡回バスは国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業補助金——補助率50%ですが——を活用し、神崎タクシーのジャンボタクシー——これは10人乗りですが——を利用し、1人200円を使用料としていただいている、そういう運行状況であります。

神崎市脊振地区のスクールコミュニティバスにつきましては、これは年間の運行経費といたしまして、約17,300千円、これが昭和バスへ委託費用として支払われております。財源といたしましては、水力発電の交付金、これが4,500千円、それにバスの使用料、これが720千円、一般財源を12,130千円補てんするという形で賄われております。

また、みやき町のコミュニティバスにつきましては、佐賀県ふるさと雇用再生基金事業、これは補助率100%ですが、これを活用いたしまして、西鉄バスの中型バスを利用し、これにかかわる使用料は無料というようになっております。

両自治体とも現在試行運行期間ということではありますが、乗車人員が神崎市の巡回バス、これにつきましては1便当たりが平均で1.2人、また、みやき町のコミュニティバスが1便当たり平均4.4人といずれも高い数字とは言えない低い数字でありまして、神崎市におきましては利用促進のため老人会等へこの巡回バスの営業といたしますか、案内に出向いているということでございます。

そういうことで、今後の展開につきましては、神崎市では住民ニーズに対応した運行ルートの変更、あるいはフリー乗降区間の設定、通勤通学に利用してもらうための早朝コースの設定などが考えられておられます。

また、みやき町におきましては、運行を知らない住民への周知徹底、あるいは他の交通機関との連携体制の充実等が考えられているというところでもあります。

次、委員会といたしましての意見としまして、両自治体とも交通弱者と言われる、いわゆる老人、あるいは子供たちの足と安全を確保するために取り組まれており、運行に際しては住民の意見を取り入れるためアンケートを事前に実施しておられる点は見習わなければならないというふうに思います。

しかし、実際問題として利用者の数字は、スクールバスとしての利用以外は1便当たり1けた台の数字にとどまっており、試行期間とはいえ、費用対効果を考えれば非常に厳しい数字であるというところであります。

今後、嬉野市内の公共交通を考えたとき、現在存在する路線バスが完全廃止などになった場合は、当然、住民の足と安全を守るための公共交通体系の施策、これは必要と考えられるわけですが、それにかかる経費、あるいは利便性などを考えた場合、今後整備をされていきます、いわゆる地域コミュニティによります車両の運行、あるいは地域に根差したNPO法人等での運行など、その地域地域に合ったさまざまな手法を用いまして、その地域に最も適した住民が利用しやすい地域公共交通体系というものの整備が望まれるというふうに考えられます。

以上で報告を終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1つだけお尋ねをしてみたいと思いますけれども、今回、このことを実施するに当たって、ここに委員長指摘がされているように、住民アンケート等を実施をされたということの中で、例えば、住民アンケートをした場合にある程度見込み数というかな、それが出てきたとは思いますが、現実にはこのような数字になったということについて、担当者のほうにお聞きになった経緯がありますか。

○議長（太田重喜君）

田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

神埼市の場合、先ほど申しましたように民生委員さんをお願いをして、独居老人、あるいは高齢者、おおむね65歳以上の方に1,800のアンケートをし、1,600程度の回収数になったということで、そのときにアンケートの内容の中に、利用するかしないかというところでは、ちょっとここにメモがないのであれですが、たしか30%とか40%の方は利用するという数字だったということでございます。しかし、実際ふたをあけてみれば、あったほうがいいのかというのと、なくてもいいというのだと、あったほうがいいのかという方が非常に多かったと。しかし、実際ふたをあけてみれば、なかなかそこに運行をする、しかし、時間が合わない等々の理由で実際利用をされていないようだということのようでございます。

担当者の話によりますと、ですから、やはりそこに合ったやり方というのをもう少し検討しなければいけないというふうなお答えでした。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。地域公共交通については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件「地域福祉について」の報告を求めます。園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

文教厚生常任委員会から御報告を申し上げます。

平成22年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、地域福祉施設について。

文教厚生常任委員会では、上記付託事件調査のために、平成22年7月26日に市内地域共生ステーションの代表者の方々と意見交換を行いました。

調査した理由ですが、高齢化社会が進んでいる今日、嬉野市においては地域共生ステーションなどNPO法人を中心として、地域の高齢者に対する支援などを行っておられます。

そのような中、各施設においてどのような問題があり、行政として改善すべきところや支援すべきことは何かを把握するため、市内8施設の代表者の方々と意見交換を行いました。

委員会の意見として、嬉野市においても高齢化が進み、現在、施設規模では対応が厳しい状況にあり、新しい施設や既施設の拡張が必要となるものとする。しかしながら、人件費については、ボランティアにより対応することも多いため、運営が非常に厳しいのが現状でありました。

特に、午後5時以降や休日の入居者の時間延長や受け入れは、職員の終業後となるため、採算面を考えると見合うような状況ではないということでありました。

既存の老人ホームは満室状態で、入所待ちは100人から200人とされておりまして。

地域共生ステーションは、ショートステイが基本であります。佐賀県は、デイケアの時間帯以外の午後5時から翌午前9時までの週に2から3日の宿泊については制限を設けていないというところでありまして。しかし、県の制度の見直しがあれば、今の施設は有料老人ホ

ームの扱いになる可能性があり、その場合はショートステイ以上の制約や制限が発生するので、現在利用している入居者の中には、困られる方も出てくるということ。また、施設の運営さえも厳しくなることが考えられます。

「ひとにやさしいまち嬉野」を目指している嬉野市としては、県に対しても今後も現在の制度の継続を強く求めていかなければならない。もし、制度の見直しがあった場合は、現状のまま続けていけるよう市独自の制度を整備する必要があると強く感じました。

そこで、施設運営者の声として2点挙げられております。

1、入居者の送迎に使う軽自動車、介護支援車の軽自動車税及び法人税の免税、あるいは減税を要請しますということと、2点目に、地域福祉施設を新たに立ち上げる法人に対して、真に福祉の理念を持った団体か、あるいは利益追求の団体かの見きわめは厳格にさせていただきたいと。特にこの2点目のところについては、強い意見というか、要望でありました。

上記2点の要望がありましたので、委員会としては担当課と協議をしていきたいと考えております。

以上報告いたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。地域福祉については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、「市内水道施設の調査について」の報告を求めます。織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

産業建設常任委員会より報告を申し上げます。

平成22年6月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告する。

付託事件名 市内水道施設の調査について

産業建設常任委員会では、上記付託事件の調査のため、平成22年8月19日嬉野市内10ヶ所の浄水場及び配水池の調査をおこなった。

（調査した理由）

嬉野市では、塩田町の水道水は佐賀西部広域水道企業団より供給されている。嬉野町では、

浄水場利用の水道水が利用されている。そのような中で、水道水が安全で安心できるかどうかの確認の為、また今後施設の老朽化に伴う、水道施設の改善内容も含めてどのような課題（問題）があるのか調査する為、産業建設常任委員会で視察調査した。

（調査の概要）

嬉野市の水道は、2町合併により上水道2（塩田町・嬉野町）、簡易水道1（不動山）で構成されており、合わせて1日14,000m³の供給能力を有している。

まず、塩田地区の丸尾平配水池の調査をおこなった。ここは西部広域水道企業団で嘉瀬川の水を浄化し丸尾平配水池（容量2000トン）にポンプ圧送され、市民に配水されている。この配水管より本年7月中旬頃から2週間程度漏水した。

漏水場所の発見の遅れが漏水量の増大を招いた。漏水場所の発見は難しいとは思いますが、原因を含め今後の研究課題である。

次に嬉野地区の不動山浄水場・不動山高区配水池・木場浄水場・清水浄水場・西公園配水池・春日浄水場・春日中部配水池・赤仁田浄水場・赤仁田配水池の順番で調査した。各浄水場において水質検査も十分になされ、安心安全な水道水の供給がなされている。

その中で、市内浄水場で最大の清水浄水場では一日量約5500トンの水がつくられ西公園配水池に溜められた後、嬉野町市街地に配水されている。設備が最も充実している施設である。

他の春日浄水場・赤仁田浄水場は、共に緩速ろ過方式で行われている。また、春日浄水場の水は災害備蓄用の水としても確保されており、うれしのの水道水として唐津市七山村でペットボトルに充填され観光PR等のために販売もなされている。

また、木場浄水場は、昭和58年農林水産省の農村地域農業構造改善事業で建設されており、維持費も一般会計で予算化されておりますが、水質・施設管理は担当課でできない為、水道課で行われている現状である。いろいろ問題はあると思うが、施設も老朽化し、沈殿池のすぐ脇を高い位置で道路が通っており安全面でも課題が残り緊急に対処する必要がある。

本年は岩屋川内ダムでのあおこの発生は減少傾向だったが、横竹ダムではあおこの発生が見られた。汚れや臭いの問題や活性炭等、薬剤の投入量にも影響があり今後注視していく必要がある。

（委員会の意見）

丸尾平配水池の配水管漏水事故については、今後の漏水対策の為に原因究明に取り組まれ、更なる漏水対策を望む。

尚、市内全域についても今後とも漏水対策と早期発見につとめ有収水量の向上に励んでいただきたい。

安全面については各浄水場（木場浄水場は除く）は庁舎内の管理センターとつながっており異常があれば通報するシステムになっているが、現地調査では、特に木場浄水場・春日浄水場・赤仁田浄水場においては、侵入防止等に対する安全面での不安も感じられた。今後の

対策強化を望むところである。

特に木場浄水場は農林課の所管になっているが管理は水道課で行っており変則的な運営がなされている。課題を克服し水道課に移管するなど早急な対策をすべきではないかと考える。

最後に市内の水道事業は安全性・安定供給など概ね順調になされているが、中には老朽化のため施設の改善にも取り組まなければならない所も見受けられる。

今後の対策としては塩田町と嬉野町の料金統一に向けた事業の一環として、これらの施設の統廃合も取り組むべきである。

いずれにしても嬉野市民のために、安全安心でおいしい水を安定供給することを望む。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。市内水道施設の調査については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後〇時40分 散会